

てすらも當選發表の結果を見れば何れも平凡極まる名稱であるの實状を見れば、江戸八百八町の町名に、左様容易く風韻詩趣の湧くやうな名稱を付し得るべきではない。

五

鐵道事故の發生は、是も近時我國の名物となつた觀がある。其中でも鐵道踏切に於て汽車と自動車との衝突事故の少なからぬことは大いに注目に値する。鐵道と軌道とは其の平面交叉を絶對に是認せぬ今日、自動車の交通頻繁なる道路と鐵道又は軌道との平面交叉を是認して怪しまねば何事であるか。

交通頻繁なる主要道路は云はゞ交通上の危険率から觀察して軌道鐵道にも劣らぬものである。之を鐵道又は軌道との平面交叉を許せばこそ事故が發生するのである。我國ほど生命の安價な所はないのであらうか、各所に踏切事故を發生して死傷相次ぐやうな現況でも、踏切撤廢の議論が起らない。彼の丁抹で一人の小兒が踏切で轢殺されたことが同國に於ける踏切撤廢運動の原因となつたことを考へて見れば、つくづく日本人が此の方面に樂天的の國民であることのノンキさが感得せられる。

東京市の惡路問題

（一）
路政僧

一、はしがき
其の道路の工事執行、道路の占用の状態から利用の状況やら
之に對する道路管理者の管理振やら、東京市の道路を中心と
して起つた大小の問題を捉へ、忌憚のない批評を評み、一は
道路利用者占有者に、一は道路管理者に苦言を呈したいので
悪路——東京市の悪路。と想はしむる程左様に善良ならざ
る道路は帝都の街路である、其の道路に就いて起つた事件、

ある、事は東京に係るものであるが、街路に付いて同一事件を控へて居る都市にも参考にならうと思つて、東京市當局の爲には聊か御迷惑であろうが、數回に亘り貴重な紙面を拜借する。

二、無用の長物復興局

東京市の道路は、復興局と東京市の双方に於て管理して居るから、先づ筆を復興局に染めなければならぬ。大震災を受けて恰度一年と爲つた、一年位は短いと言ふものゝ、日にすれば三百六十五日、時間にすれば八千七百六十時間、斯ふ考へて見ると隨分永いものである。震災直後設置された復興院——今の復興局は一體何をして居るのであるかとは、具眼者の疑問とする所と爲つた、夫れも無理からぬことで、唯大道や橋梁や公園の定規圖を社會に示して宣傳するばかりで、何事も爲さずに一年の歲月を送つたからである、元來此官廳を設置する議が起つた時に、吾人の腦裡に響いたものは、特種官廳を設置するの可否であつた、一事件が起れば夫れを理由として一官廳を設置し一官職を置く、夫れも理由ありとせば格別であるが、一事件が突發した場合に於て之を完全に處理せしむるには、既存の官廳中何者を以て適當とすべきかを

審査し判断し然る後既存官廳に執行せしむるの困難否な不適當とする場合に於て、始めて新官廳の設置を計畫するのが至當である、否な當然である、復興院の設置に就いては果して此事が審議されたであろうか、若し審議されたとせば、吾人の聽かむとする所は、内務省の都市計畫局と土木局をして復興事業を執行せしむるに如何なる點に於て不便、不適當であつたかと言ふ點である、由來既存の官廳に於ては、夫々専門家の事務官や技術官を常置して擔當事務に付平素研究せしめて居る、是れ即ち非常時に應ずる準備と言つて差支ない假令是等の者が不幸にして研究を怠つて居るにしても、日常執務する所のものが其の専門に限定されて居るが爲に、其人の企圖し能はざる手腕を有するもので、夫れ相應の自信を有するものである、殊に内務省は他の各省と異り大學出身者と雖、普通の成績に位する者は、此門に入るべからずと言ふ看板を掲げて人を採用して居る役所である、従つて之に集る者は優秀とは言はないが、他省に比し確に秀才を集めて居る、是等の者が集合し、専門に研究して居る局課を無視して新らしき官廳を設置したことは、如何に辯明しても、其の理由は吾人の肯定すること能はざる所であると同時に人物經濟を知らざるものとの批難を受けなければならぬのは當然であつ

て、復興院を設置したのは誤であつたと言ふべきである。現長官である博士直木は、港湾技術のナーソリチーとして斯界に有名な人である、現官になるまでは大阪市の都市計畫局長として、東京に勝るとも劣らざるグレート大阪の改造に從事したのであつたが、「内務次官、後藤子の建築者」とまで評せられた、池田社會局長官の周旋で、後藤大臣の囁望する所となり、今は國家有事の際である、如何に大阪市民が君の留任を懸望しても、國家の爲私情を捨て帝都復興の爲に奉公するのは、君の任務であると言つた調子で後藤子に説伏され、年俸一萬圓を棒に振つて年俸六千圓で復興局技監に強制的に任命され、院が内務者の外局として、復興局と爲るに及び遂に今日の長官を贏ち得た人であるが、資性温厚稀に見る人格者である、殊に技術家に不似合な程の雄辯家であつて非常に人受けの可い人である。此長官の下には又勝れた部下を中心して思ふ存分活動し帝都復興の爲に努力するだろう。假令復興局の設置が間違つて居たにしても此人を得た以上は相當の成績が挙るだろうと期待されたが、其の期待は裏切られ、長官に人事の一切を任せない他より干渉して内務省の都市計畫局からも、大藏省からも無暗に人を採用するのみか、後藤子が鐵道院時代に養成して置いた乾分である、鐵道省の官吏から

も採用し、遂に寄合世帶の官廳と爲つて終つた、小人閑居して不善を爲すとやら、是等の連中は出身省の知己を引き寄せむとして遂に勢力争を生じ、是等の者が黨を造つて軋轢を生ずるに至つたのである、殊に復興事業を執行するにつけ最も重要な地位にある、土木部長に後藤子の乾分である鐵道技師太田圓三を据へたので、土木の技師が最も多く集合して居る内務省の土木局では、復興院役員の顔觸を観て冷笑し、何が仕事が出来るものかと言つた態度で、技師の分配に應じない、茲に於て已むなく部長太田は鐵道系統の技術家を任用したので、内務省都市計畫局を放り出された技師と、又々勢力争を生ずるに至つたが、内務系統は遂に鐵道系統に壓倒され何れも皆出張所に放り出されて終つた。

× × ×

此く適材を得なかつたのは、後藤子の罪に歸すべき點が渺くないが、後藤子の内務省不存在觀に建言もせず、傍観して子の爲すが儘に放任して居た内務省も亦一半の罪を負はねばならぬ、鐵道系統の太田を持ち来る位なら、彼よりも先輩で優秀な者が内務省には十指以上も居る筈である、之を推薦せずして復興局の技師分配の要求に對しては、彼れ太田の下に行くべき技師は一人も居ないと刎附けたのは不親切なやり方

である、鐵道の技術家として田舎の山間部に盛土や山部切取工事などをして鐵道技術に從事した者が、土一升金一升と言ふ大都會の中央に於て土木工事を施行することを計畫するなどは心得違いの甚しいものである、殊に道路を研究したことのない連中か、街路の築造を爲すに至つては笑止千萬である。見給へ鐵道系統の技術家連が鐵道と最も縁の深い軌道に

從事して、大都市の電氣局長と爲るが、一人として成功した者か無いのに徵しても、其の手腕は知れたものである、況んや鐵道と無關係の道路や區劃整理事業を執行するに於てをやである。

官廳そのもの、設置が既に不適當であるのに加へて、その官廳の構成員の人選を誤つて居る復興局が、如何に手腕を振はんとしても到底駄目である、橋梁の設計を調製するにしても、街角翦除の方針を決定するに付いても、府や市の手を煩した上、尙内務省の内意を聞かなければ確信を得ないのである、府市當局者の語る所に依れば此様に手數を掛けなければならぬならば、寧ろ復興局を廢止して其の事務と費用を府市に分配して貰ふ方が、復興の速成を期する上に於て有利であると言つて居るもの、無理からぬことである、此役所に信頼して市内道路の新築又は改築を俟つことは、百年河清

を俟つの類である、僕は今之内に復興局を廢止して、其の事務の一部を都市計畫局に一部を土木局に、分掌せしめて執行することが帝都復興上得策であるのみならず、行政整理の實行も此處まで手を延ばして貰いたいことを切に希望して已まないのである。

三、醒めよ東京市道路局

復興局が東京市道路の經營に不適當でありとせば、其の相方たるべき東京市道路局は如何であろうか、道路法が施行されて東京市にも道路局が出来たのは、今から何年前であつたか、既に忘れられる程左様に昔の事である、此間道路局は何の仕事を爲し遂げたであろうか、銀座の浮上り鋪装と、日本橋萬世橋間、上野廣小路車阪町間、日比谷小川町間の鋪装と議會附近道路の鋪装が出来た丈け位である、之が四年間の仕事である、年俸一萬二千圓の局長と、年俸七千圓の技術長と技師二十五名主事二名技手百四十名書記事務員七十五名を以て構成されて居る大道路局の仕事としては、餘りに貧弱ではなかろうか、今迄は工事材料の購入と諸機械の購入とに日々を要したが、今年位からは豫定の工事を進捗せしむる筈であるとは、内務省土木局員の辯明的答辯であつたが、其の言

葉を聞いて二年になる、今に同一の歩調で牛歩運々たるものである、一層市當局に事情を聞くが捷徑であると思つて道路局に伺つて見ると矢張り同一の理由であるが、尙一つ理由が附け加へられて、地下埋設物の管理者が注文通りに埋設物の整理を爲さないのも原因であると言ふことである、一應は無理からぬ事と考へたが、慥か道路法には占用物件を強制的に移轉し又は改築するの規定があつた筈であると思つて再度の質問を發したら世事は理窟通りに行くものではないとの返事を得た、此く諦めて居れば夫れまである、併しながら苟も公祿を食むものが此諦を以て事に方ると言ふことは市民の期待に副ふものであらうか。

雨降れば泥濘膝を没する様な道路を市民に提供し、晴天の日は黃塵天に漲つて顔を向くるに由なき道路を經營してゐても尙責を全くするものと言ひ得るであらうか、聞けば當の責任者は身を護るに急にして、公務執行を第二に考慮する人であると言ふことである、あちらが反対すれば夫れに聞き、こちらが苦情を言へば亦夫れを聽き、當局は意思を確定するところが出來ない、優柔不斷で一年を送ると言ふ状態では何事も出來ない、殊に東京市の様な口八ヶ間敷連中の集つて居る處では一層意思決定の急を要するのである、固より行政の任に

當る者が民意に聽くの必要なることは、今更言を俟たないのであるが、何れ其の苦情とか反対は私益を基礎としての申分に違いないのであるから、公益と私益の輕重を判断して適當に解決すれば足るのである、身を護るに急ならば第一に公務を考慮するのが安全であると思ふが人の話の意味を詮議して明瞭ならしむる必要がない、讀者の判断に委ねて置くが、何れにするも日一日と荒廢する市内道路を打捨て、置く譯には行かぬ、何とかせねばならむ、今は言ふべき時期でないから茲に多くは言はないが、暑休も既に終つた、いつまでも居眠りは御免である、醒めよ東京市道路局。と言いたい。

四 地下埋設工事の跡始末を慎め

道路の不完全な罪は道路管理者の負ふべきものであるが、一面又道路を利用し占用する者に於ても、公衆交通を妨げさせらんことを期するのは當然である、今日の惡路を惹起するに至つたのも地下埋没物の管理者が、此公の義務を履行せざるが人に語つた所を聞くと。

地下工事の爲に道路を壊鑿した場合に於ては、之を壊鑿前の原形に復して置くのは當然であつて、工事完了次第市は

之を検査するのであるが、震災前は遞信省が模範と爲つて其の工事の跡始末を行ひ、他の工作物管理者も之に習つて比較的完全な跡始末をする様になつて居たが、震災と同時に、あの混亂の中で災前に於ける様に一々嚴重な検査を行ふことも困難で、大目に見丁來たのが何時の間にか例になつて、願出やら届出を爲さずして堀鑿する慣習を生じたので近頃は嚴重に取締つて居るが、常に惡路の非難は堀鑿工事跡始末の悪い爲である。

と言つて居る、地下工事完了の場合に於て管理者たる道路局が、検査を執行するのは當然である併しながら地下を堀鑿した場合に於て、其の復舊工事が一時は完全なるものと見受けらるゝのであるが、降雨に際會するときは直に地盤を生じ破損を來すのみならず、復舊したる路面は脆弱である爲に、車輛の通過に依つて損壊さるゝが故に一回の竣工検査に依つて復舊の責任を免除すべきものではない、路面が固定するまで其の義務を負はしむべきである、之を實行することを爲さるに於ては道路修繕費用は市の負擔に歸し道路費用の増嵩を來すのである、之が爲には監察員を増置するの必要を生ずるのであるが、是に要する費用は修繕費の嵩に比較すれば少しこのものであるから是非設置して貰いたい。

地下の埋没物の爲にする復舊は遞信省が範を示したと言つて居るが果して然るであらうか、其の言が眞に道路局長より發せられたものとせば、吾人は驚かざるを得ないのである、道路の占用なり地下工事等に於て、吾人が常に遺憾に感ずるのは遞信省の仕事であつて、官廳の行爲にして此くの如くなれば、吾人の期待する占用方法又は復舊方法を履行せざるも無理もないと感する點が多々あるのに拘はらず之を以て模範と言ふに至つては事實に通ぜざるものと言つて過言でない、遞信省の道路工事の執行に就いては項を更めて論ずる積りであるが、今少し刮目して管理の實を擧ぐることを必要とするではないか。

地下工事を隨所に執行して居るのは瓦斯管の埋没である、是等の埋没方法に就いては大正九年内務省訓令第一一號の規定に依る道路占用方法に依るべきことは勿論のことであつて、同訓令第九條は瓦斯管路の頂部と路面との距離は四尺以上たらしむることを要し、工事上已むを得ざる場合に限り二尺に短縮することを得べき旨を規定して居る、即ち瓦斯管路は原則として路面より四尺以下の地點に埋設することを必要とするのであるが、此訓令の趣旨に適したもののは幾何あるであろうか、又埋管の爲には作業區間を成るべく狹少ならしめ、

堀鑿土砂は交通上支障なき箇所に搬出し、速に埋戻しを爲し、埋戻の際は舊道路の構造と同等以上に復舊すべきものなることは、道路占用者が當然履行することを要する義務である、是等も亦果して履行されて居るであろうか。

瓦斯會社の埋管方法を觀ると、工夫が材料用小車を曳き來つて、會社自身が持つて居る、片側交通禁止の標札を建て、片側どころか全部に亘つて埋管を始める、堀鑿土を堀坑の附近に山積して通行人が困難しようが一向に頓着しない、四時間でも五時間でも鉛管接合作用を終了するまでは、堀鑿土の處分を捨てゝ顧ることがない、埋管を終ると残土を、山の形に積み上げて、走るが如く歸るのが常態である、舊道路の構造と同等以上に復舊するが如きは見たとも見られない、何が故に此の如き始末を見るのであるか、之は會社が道路占用に關する義務觀念を保持して居ないと、道路管理者の管理權の行使が不十分の致す所である。

由來東京市長と瓦斯會社との間には、報償契約と言ふ法律上の怪物である契約が締結されてあつて、道路占用の問題を規律して居る、之が即ち占用の不始末を惹起するに至つた一つの原因である。

其の報償契約に於ては、市は會社に對し一定の義務を命ず

ることを認め、同時に會社に對しては何等の名義を以てするも課稅せざることを約して居るのである、從つて會社が瓦斯管理設の爲に道路を占用する場合は、其の如何なる場所たると、如何なる時期たるとを問はず、自由に埋設を爲し、此事を届出することに爲つて居る、爲に道路占用に關する取締が十分に行き届かないことに爲るのである、此種契約が道路法の施行に伴ひ如何なる影響を受くるかは、當時隨分論議された問題であつたが、内務省は舊慣を打破せざることに力め、假令道路法を施行するも該契約は無効のものでないが、將來此種契約は締結すべき筋合のものでないと省議を定めて居る、言はゞ無効でもない有效でもないと言ふ位な程度で旗識不鮮明である、將來締結すべきものでないと言ふ以上は、現存する契約は無効のものであるが、現存の契約が有效とすれば將來に於て此種契約を締結するも差支ない筈である、此不鮮明な解釋のもとに認められて居る契約が、道路の占用に付いても亦不都合な結果を呈するのであつて、純粹な法律論に立脚して何故に無効を宣言しなかつたかを疑ふのである。

(つづく)